

宮崎県理学療法士会研究助成金交付者募集要項

(目的)

第1条 宮崎県理学療法士会の会員が研究活動を活発に行えることが出来るように、理学療法研究に関する助成を行う。

(定義)

第2条 この助成金は、FINER（実施可能性・科学的興味深さ・新規性・倫理性・必要性）沿った研究を奨励し、理学療法学の発展に寄与するものに助成するものである。

(申請者)

第3条 申請者は、宮崎県理学療法士会ならびに日本理学療法士協会の会員であることを条件とする。

(公募)

第4条 本会の会長は、毎年研究の公募を宮崎県の理学療法士に周知できる方法にて行う。

(申請の手続き)

第5条 申請者は、応募用紙に定める様式に必要な事項を記入して提出しなければならない。

(審査及び決定)

第6条 申請があったときは、理事会の場で出席している理事が宮崎県理学療法士会研究助成金交付に関する審査基準（別紙）に基づいて審査し、その採点を基準に会長が決定する。

(成果の報告)

第7条 助成金交付決定者は、研究成果に関する報告書を学術担当理事に提出するとともに、学会ならびに学術誌に発表しなければならない。その際、今後見込まれる成果を明示すること。

(運営)

第8条 助成金の使用用途は研究に関するものを原則とし、年度末までに事務局長に領収書を添付して報告する。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、会長が別に定める。

付 則

この要領は、平成26年3月3日から施行する。

令和5年度 宮崎県理学療法士会研究助成金 応募要領

1. 目的

宮崎県理学療法士会の会員が研究活動を活発に行えることが出来るように、理学療法研究に関する助成を行う。

2. 申請資格

宮崎県理学療法士会ならびに日本理学療法士協会の会員であること。

3. 対象となる研究

FINER（実施可能性・科学的興味深さ・新規性・倫理性・必要性）に沿った研究であること。

- (1) 1件当たり申請額 100,000円
- (2) 研究期間 1年間
- (3) 理事会において書類審査を行い、審査基準（別紙）により受理された研究であること。

4. 申請手続

- (1) 申請様式を郵送にて提出
- (2) 申請期間 令和5年7月3日(月)～令和5年8月20日(日) 当日消印有効
- (3) 申請書の提出先

一般社団法人宮崎県理学療法士会事務局

〒880-0951

宮崎県宮崎市大塚町窪田 3365-8

TEL (0985) 34-9120

- (4) 提出部数 1部

5. 成果の報告

- (1) 本助成による研究の成果を宮崎県理学療法学会へ必ず投稿し、発表する。また、研究報告として公表する（原則として「臨床と理学療法」）ことを義務とする。なお、記事の種類として研究論文（原著）、症例研究、短報として「臨床と理学療法」へ投稿することを、研究報告としてみなすこととする。
- (2) 令和6年2月末日までに、決算書（領収書）、研究成果報告書（研究途中であれば研究経過報告書）を提出する。
- (3) 研究期間は、原則として令和6年3月末日までとし、研究報告については令和7年3月末日とする。

令和5年度 宮崎県理学療法士会研究助成申請書
(新規 ・ 変更)

宮崎県理学療法士会 御中

提出日 令和 年 月 日

申請者氏名

生年月日 年 月 日 (歳)

会員番号 (日本理学療法士協会の会員番号)

所属名

所属住所 〒 -

連絡先

[TEL :] [FAX :]

[E-MAIL :]

共同研究者 (所属)

()

()

()

()

()

()

研究テーマ

研究の背景 (論文最低5編を引用して背景を説明)

研究の計画 (対象・方法・予測される結果・その結果が理学療法にどう貢献するか)

研究費の経費内訳

総額	経 費 内 訳			
	謝金	旅費	庁費	計

ア) 謝金：試験検査・実態調査等の協力者、講演・討議等、研究のために招聘する学会権威者への謝金等

2) 旅費：協力者との会議のための旅行、学会等情報収集のための旅行等

3) 庁費：消耗品、印刷製本、通信運搬費、使用料及び賃借料、会議費、賃金、雑役務費等

【対象】

【方法】

【予測される結果】

【その結果が理学療法にどう貢献するか】